

令和3年7月28日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の3件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	無乳糖食品	ノンラクト	森永乳業株式会社	8010401029662	本品は、乳糖不耐症およびガラクトース血症用のミルク(母乳代替食品)です。乳糖やガラクトースを含まないように調製していますので、一般の育児用ミルクでは下痢や腹痛などの異常をきたす乳児にお使いいただけます。	第2021006号
2	とろみ調整用食品	ソフティアS(エス)	ニュートリー株式会社	7190001014957	本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的として液状食品(水やお茶など)にとろみをつけるためのもので、えん下困難者用のとろみの調整に適した食品です。	第2021007号
3	とろみ調整用食品	ソフティア トロメリンEX (イーエックス)	ニュートリー株式会社	7190001014957	本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的として液状食品(水やお茶など)にとろみをつけるためのもので、えん下困難者用のとろみの調整に適した食品です。	第2021008号